

千葉市要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活資金の貸付けを行うことにより、その世帯の自立を支援し、併せて生活保護の適正化を図るため、千葉県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行う要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業（以下「貸付事業」という。）に要する貸付原資を補助するにあたり、千葉市社会福祉法人助成条例(昭和42年条例第13号。以下「条例」という。)及び千葉市補助金等交付規則(昭和60年規則第8号。以下「交付規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助の対象となる経費は、生活福祉資金（要保護世帯向け不動産担保型生活資金）貸付制度要綱（平成21年7月28日厚生労働省発社援第0728第9号厚生労働次官通知）に基づき対象世帯に貸し付けた貸付金の総額から、当該年度の償還額（償還元金から償還免除額を除いた金額に欠損補てん積立金からの充当額を足した金額）及び前年度の償還金の繰越額を除いた金額とする。

(交付の申請)

第3条 県社協は、条例第3条の規定により、貸付事業に要する貸付金の原資の補助を受けようとするときは、千葉市要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金交付申請書（様式第1号）に、千葉市要保護世帯向け不動産担保型生活資金所要額調書（様式第2号）を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請をする場合における条例第3条第2号に規定する事業の計画書は、様式第3号によるものとする。

(交付の決定)

第4条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し適当と認めるときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合には、その条件を千葉市要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、県社協会長に通知するものとする。

2 市長は、前項の場合において、適当な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 市長は、第1項の調査の結果により補助金を交付することが不適当と認めるときは、速やかに県社協会長に対し、その旨を通知するものとする。

(交付の条件)

第5条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 貸付決定件数及び貸付決定金額を、「生活福祉資金貸付制度の運営について」（平成16年3月31日社援発第0331020号厚生労働省社会・援護局長通知）の別紙「生活福祉資金運営要領」に定める貸付審査等運営委員会に対し、定期的に報告すること。また、貸付けに係る各種決定において、特に慎重な判断が必要とされる場合には、同委員会に意見を聞くことができるものとする。
- (2) 市長が県社協の貸付事業の業務の取扱いが適正を欠くと認め、県社協に対し是正の措置を講ずるよう指示した場合には、これに従うこと。
- (3) 貸付事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管すること。
- (4) この補助金を貸付事業以外に使用しないこと。

(変更の申請)

第6条 県社協は、この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請を行う場合には、千葉市要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金変更申請書（様式第5号）に、千葉市要保護世帯向け不動産担保型生活資金所要額変更調書（様式第6号）及び千葉市要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業変更計画書（様式第7号）を添付して市長に提出しなければならない。

(変更の決定)

第7条 市長は、前条の規定による変更申請があった場合は、変更に係る内容を審査し適正と認めたときは、千葉市要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により県社協会長に対し通知するものとする。

(状況報告)

第8条 県社協会長は、市長から事業の遂行状況について報告の要求があったときは、その事業状況等を報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 県社協は、会計年度ごとの千葉市要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて毎年4月30日までに市長に提出しなければならない。また、市長は、必要に応じて関係書類の追加提出を求めることができる。

- (1) 千葉市要保護世帯向け不動産担保型生活資金申込及び貸付決定状況調書（様式第10号）
- (2) 千葉市要保護世帯向け不動産担保型生活資金償還状況（様式第11号）
- (3) 千葉市要保護世帯向け不動産担保型生活資金償還免除申込及び決定状況（様式第12号）
- (4) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金特別会計収支計算書

2 県社協は、補助事業が完了したとき（貸付事業の廃止の承認を受けたときを含む。）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月30日のいずれか早い期日までに、千葉市要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業費補助金

実績報告書（様式第13号）を市長に報告しなければならない。

（交付額の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告書等の提出を受けたときは、内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、千葉市要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金額確定通知書（様式第14号）により県社協会長に通知するものとする。

（交付の請求）

第11条 県社協会長は、補助金の交付を受けようとするときは、千葉市要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付事業補助金交付請求書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受領後30日以内に当該補助金を支払うものとする。

（事業を廃止した場合の措置）

第12条 県社協は、交付規則第5条第2号の規定により市長の承認を受けて貸付事業を廃止する場合には、県社協が現に貸し付けている貸付金の状況及び当該貸付金の償還計画等を市長に報告するとともに、貸付事業を廃止する時期までの各年度における補助金の額を限度として市長が定める額を市に返還しなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は平成29年3月31日から適用する。

附 則

この要綱は令和2年4月1日から適用する。